

生駒市規則第6号

生駒市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月12日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年7月生駒市規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。